



No.	区域線
A	(都)松原泉大津線からの50mの後退線
B	(都)松原泉大津線からの50mの後退線
C	(都)国道26号及び(都)第二阪和国道からの50mの後退線
D	(都)国道26号及び(都)第二阪和国道からの50mの後退線

- : 熊野街道
- - - - : 街道(景観行政団体部分)
- : 街道(道が喪失しているところ)

※歴史的街道区域(一般区域)は、大阪府域の歴史的街道及びその沿道の区域(道路の端から両側10mの幅の区間を合わせた区域)です。